

平成28年4月招集会議
厚生・産業常任委員会
条例案資料

議第99号 滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部を改正する条例案

_____ 1

議第100号 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

_____ 9

滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）の一部改正により、幼保連携型以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の園児の教育および保育に従事する者（以下「職員」という。）の配置の一部について弾力的運用を行うことができることとされたことに伴い、本県においても当該要件の緩和を行うこととするため、滋賀県認定こども園の認定に関する条例（平成18年滋賀県条例第70号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 認定こども園の職員の配置の一部について、次のとおり弾力的運用を行うこととします。（付則関係）

ア 当分の間、子どもの数から算定した認定こども園に置くこととされる職員の数が1人となる場合には、教育および保育を行う時間を通じて常時2人を下回ることはできないとする規定により認定こども園に置くこととされる職員のうち1人は、幼稚園の教員の免許状または保育士の資格を有する者と同等の知識および経験を有すると知事が認める者として行うことができることとします。

イ 当分の間、保育に従事する者については幼稚園の教員の免許状または小学校教諭もしくは養護教諭の普通免許状を有する者をもって保育士の資格を有する者に、満3歳以上の子どもの教育および保育に従事する者については小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者をもって幼稚園の教員の免許状または保育士の資格を有する者に代えることができることとします。この場合において、これらの者（幼稚園教諭を除く。）を教育課程に基づく教育に従事させるときは、満3歳以上の子どもの教育および保育に従事する資格を有する者の補助者としなければならないこととします。

ウ 開園時間が1日につき8時間を超える認定こども園であつて、開園時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員により算出される職員の総数を超えるときは、当該超える数の範囲内で、保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者は、当分の間、これらの者と同等の知識および経験を有すると知事が認める者をもって代えることができることとします。この場合において、その者を教育課程に基づく教育に従事させるときは、満3歳以上の子どもの教育および保育に従事する資格を有する者の補助者としなければならないこととします。

エ イおよびウにより、職員に代えることができる者の総数は、開園時間を通じて必要となる職員の総数の3分の1以下の数としなければならないこととします。

(2) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県認定こども園の認定に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略 付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>本則 省略 付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (職員の配置の特例)</p> <p>2 当分の間、別表第1の4(2)(別表第2の3において適用する場合を含む。付則第5項および第6項において同じ。)の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数が1人となる場合には、別表第1の4(3)(別表第2の3において適用する場合を含む。)の規定により認定こども園に置くこととされる職員のうち1人は、別表第1の5(2)および(3)(別表第2の4において適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、幼稚園の教諭もしくは助教諭の教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第1項の免許状(以下「幼稚園の教員の免許状」という。)または保育士の資格を有する者と同等の知識および経験を有すると知事が認める者としてすることができる。 (職員の資格の特例)</p> <p>3 当分の間、認定こども園における別表第1の5(2)および(3)エ本文(別表第2の4において適用する場合を含む。付則第6項において同じ。)の保育士の資格を有する者は、幼稚園の教員の免許状または小学校教諭もしくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。付則第6項において同じ。)を有する者(現に当該認定こども園において主幹養護教諭および養護教諭として従事している者を除く。次項および付則第6項において同じ。)をもって代えることができる。</p> <p>4 当分の間、認定こども園における別表第1の5(3)ア(別表第2の4において適用する場合を含む。付則第6項において同じ。)の幼稚園の教員の免許状または保育士の資格を有する者は、小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、</p>

(追加)

(追加)

その者を法第10条第1項の幼保連携型認定こども園の教育課程に基づく教育に従事させる場合には、別表第1の5(3)に定める資格を有する職員の補助者としなければならない。

5 開園時間が1日につき8時間を超える認定こども園であって、当該開園時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員を別表第1の4(2)の子どもの数とみなして同表の4(2)の規定により算定した数を超えることとなるものにおける同表の5(2)ならびに(3)アおよびエ(これらの規定を別表第2の4において適用する場合を含む。次項において同じ。)の保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者は、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から利用定員を別表第1の4(2)の子どもの数とみなして同表の4(2)の規定により算定した数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識および経験を有すると知事が認める者をもって代えることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について、同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、別表第1の4(2)の規定により算定される職員の数の3分の1以下の数としなければならない。

付則第3項	別表第1の5(2)および(3)エ本文の保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状または小学校教諭もしくは養護教諭の普通免許状を有する者
付則第4項	別表第1の5(3)アの幼稚園の教員の免許状または保育士の資格を有する者	小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者
前項	別表第1の5(2)ならびに(3)アおよびエの保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者	保育士の資格または幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識および経験を有すると知事が認

別表第1 (第3条関係)

1 および2 省略

3 子育て支援事業のうち、認定こども園(第2条第2項第1号イおよび同項第4号に掲げる施設を除く。以下この表において同じ。)の所在する地域における教育および保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

4 認定こども園の職員の配置は、次に掲げるとおりとすること。

(1) 省略

(2) 次のアからエまでに掲げる子どもの区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数以上の数の教育および保育に従事する者を置くこと。

ア 満1歳に満たない子ども おおむね当該子どもの数を3で除して得た数

イ 満1歳以上満3歳に満たない子ども おおむね当該子どもの数を6で除して得た数

ウ 満3歳以上満4歳に満たない子ども おおむね当該子どもの数を20で除して得た数

エ 満4歳以上の子ども おおむね当該子どもの数を30で除して得た数

(3) 教育および保育に従事する者の数は、開園時間を通じて常時2人を下回らないこと。

(4) 省略

5 認定こども園の職員の資格は、次に掲げるとおりとすること。

(1) 省略

(2) 4(2)の規定により置くこととされる職員のうち満3歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。

(3) 4(2)の規定により置くこととされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育および保育に従事する者は、次に掲げる要件を満たす者である

める者

別表第1 (第3条関係)

1 および2 省略

3 子育て支援事業のうち、認定こども園(第2条第2項第1号イに掲げる施設を除く。以下この表において同じ。)の所在する地域における教育および保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

4 認定こども園の職員の配置は、次に掲げるとおりとすること。

(1) 省略

(2) 次のアからエまでに掲げる子どもの区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数以上の数の教育および保育に従事する者を置くこと。

ア 満1歳に満たない子ども おおむね当該子どもの数を3で除して得た数

イ 満1歳以上満3歳に満たない子ども おおむね当該子どもの数を6で除して得た数

ウ 満3歳以上満4歳に満たない子ども おおむね当該子どもの数を20で除して得た数

エ 満4歳以上の子ども おおむね当該子どもの数を30で除して得た数

(3) 教育および保育に従事する者の数は、教育および保育を行う時間を通じて常時2人を下回らないこと。

(4) 省略

5 認定こども園の職員の資格は、次に掲げるとおりとすること。

(1) 省略

(2) 4(2)の規定により置くこととされる職員のうち満3歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。

(3) 4(2)の規定により置くこととされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育および保育に従事する者は、次に掲げる要件を満たすこと。

こと。

ア 幼稚園の教員の免許状または保育士の資格を有していること。

イ 幼稚園の教員の免許状および保育士の資格を併有していない者にあつては、その併有に向けた努力を行っていること。

ウ 4(4)の規定により学級を担当する職員(以下「学級担任」という。)は、幼稚園の教員の免許状を有していること。ただし、保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であつて学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とするのが困難であるときは、その意欲、適性、能力等を考慮して学級担任として適当と認められる者を学級担任とすることができる。

エ 教育および保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有していること。ただし、幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であつて教育および保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、その意欲、適性、能力等を考慮して教育および保育時間相当利用児の保育に従事する者として適当と認められる者を教育および保育時間相当利用児の保育に従事する者とする事ができる。

6 認定こども園の施設および設備は、次に掲げるとおりとすること。

(1) 園舎の面積(満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設および設備の面積ならびに満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設および設備の面積を除く。)は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める面積以上であること。ただし、既存の施設について保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であつて、(3)本文(満2歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、(3)本文および(8))に掲げる基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積

ア 幼稚園の教員の免許状または保育士の資格を有する者であること。

イ 幼稚園の教員の免許状および保育士の資格を併有していない者にあつては、その併有に向けた努力を行っていること。

ウ 4(4)の規定により学級を担当する職員(以下「学級担任」という。)は、幼稚園の教員の免許状を有する者であること。ただし、保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であつて学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とするのが困難であるときは、その意欲、適性、能力等を考慮して学級担任として適当と認められる者を学級担任とすることができる。

エ 教育および保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。ただし、幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であつて教育および保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、その意欲、適性、能力等を考慮して教育および保育時間相当利用児の保育に従事する者として適当と認められる者を教育および保育時間相当利用児の保育に従事する者とする事ができる。

6 認定こども園の施設および設備は、次に掲げるとおりとすること。

(1) 園舎の面積(満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設および設備の面積ならびに満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設および設備の面積を除く。)は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める面積以上であること。ただし、既存の施設について保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であつて、(3)本文(満2歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、(3)本文および(9))に掲げる基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積

1 学級	180平方メートル
2 学級以上	320平方メートルと100平方メートルに学級数から2を減じた数を乗じて得た面積との合計の面積

(2)～(9) 省略

7～10 省略

別表第2 (第3条関係)

1 省略

2 子育て支援事業のうち、認定こども園(第2条第2項第1号イおよび同項第4号に掲げる施設に限る。以下同じ。)の所在する地域における教育および保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

3 認定こども園の職員の配置は、別表第1の4(1)から(4)までに掲げるとおりとすること。

4 認定こども園の職員の資格は、別表第1の5(1)から(3)まで((3)ウただし書を除く。)に掲げるとおりとすること。この場合において、同表の5(3)エただし書中「幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園」とあるのは、「幼稚園型認定こども園」とする。

5～7 省略

1 学級	180平方メートル
2 学級以上	320平方メートルと100平方メートルに学級数から2を減じた数を乗じて得た面積との合計の面積

(2)～(9)

7～10 省略

別表第2 (第3条関係)

1 省略

2 子育て支援事業のうち、認定こども園(第2条第2項第1号イに掲げる施設に限る。以下同じ。)の所在する地域における教育および保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

3 認定こども園の職員の配置は、別表第1の4(1)から(4)までに掲げるとおりとすること。

4 認定こども園の職員の資格は、別表第1の5(1)から(3)まで((3)ウただし書を除く。)に掲げるとおりとすること。この場合において、同表の5(3)エただし書中「幼稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園」とあるのは、「幼稚園型認定こども園」とする。

5～7 省略

認定こども園における直接従事職員等の配置の弾力化について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)および幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)の一部改正により、認定こども園の園児の教育および保育に直接従事する者(以下「直接従事職員」という。)の配置の一部について弾力的運用を行うことができることとされたことに伴い、本県においても当該要件の緩和を行うこと等とするため、条例の一部を改正しようとするものです。

職員配置 (条例基準)

【0歳児】
3対1



【1・2歳児】
6対1



【3歳児】
20対1



【4・5歳児】
30対1



経過措置 (条例改正後)

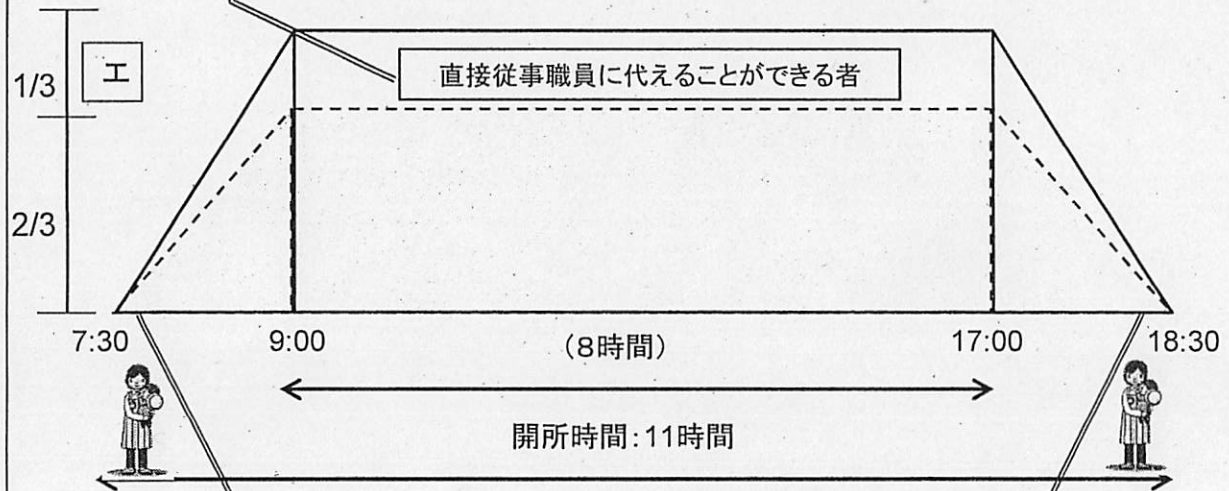


イ

小学校教諭、養護教諭、(幼稚園教諭)を直接従事職員に代えることができる

ウ

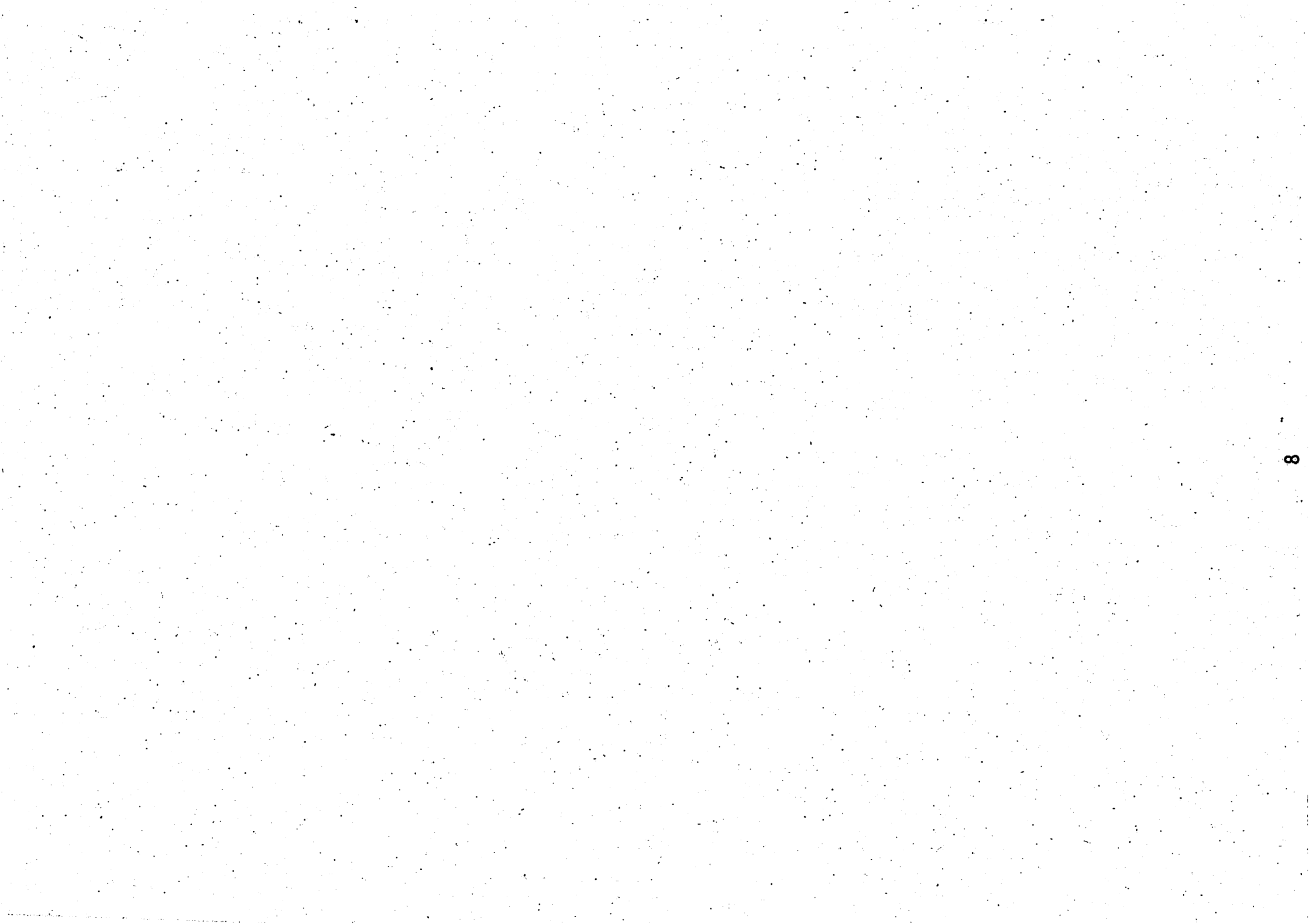
【要件】直接従事職員の数 : 利用定員による算定総数 < 11時間開所に必要な総数
差引超過数について、子育て支援員等を直接従事職員に代えることができる



ア

算定上の直接従事職員が1人となる場合
(ex:朝夕の児童が少ない時間帯)

常時2人 = 直接従事職員1人 + 子育て支援員等



滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）の一部改正により、幼保連携型認定こども園の園児の教育および保育に直接従事する者（以下「直接従事職員」という。）の配置の一部について弾力的運用を行うことができることとされたことに伴い、本県においても当該要件の緩和を行うこと等とするため、滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第72号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 幼保連携型認定こども園の直接従事職員の配置の一部について、次のとおり弾力的運用を行うこととします。（付則関係）

ア 副園長、教頭、保育教諭等、助保育教諭または講師について、当分の間、小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができることとします。この場合において、設置者は、その者を教育課程に基づく教育に従事させる場合には、直接従事職員の補助者としなければならないこととします。

イ 直接従事職員の数の算定において、当分の間、教育および保育を行う時間を通じて常時2人を下回ることはできないとする規定を適用しないこととします。この場合において、必要な直接従事職員の数が1人となるときは、当該直接従事職員に加えて、保育教諭と同等の知識および経験を有すると知事が認める者または他の直接従事職員を置かなければならないこととします。

ウ 開園時間が1日につき8時間を超える幼保連携型認定こども園であって、開園時間を通じて必要となる直接従事職員の総数が、利用定員により算出される直接従事職員の総数を超えるときは、当分の間、当該超える数の範囲内で、直接従事職員を保育教諭と同等の知識および経験を有すると知事が認める者をもって代えることができることとします。この場合において、設置者は、その者を教育課程に基づく教育に従事させる場合には、直接従事職員の補助者としなければならないこととします。

エ アおよびウにより、直接従事職員に代えることができる者の総数は、開園時間を通じて必要となる直接従事職員の総数の3分の1以下の数としなければならないこととします。

(2) 幼保連携型認定こども園における4階以上の避難用階段について、屋内と階段室

とが付室を通じて連絡される場合における階段室または付室の構造は、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものまたは国土交通大臣の認定を受けたものであることとします。（別表関係）

(3) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(2)は、平成28年6月1日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく
 幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略 付 則 1. 省略 2. みなし幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園をいう。次項および付則第4項において同じ。）に対する別表第1項第10号、第12号および第14号の規定の適用については、当分の間、同項第10号ただし書中「、遊戯室および便所」とあるのは「および遊戯室」と、同項第12号オ中「満2歳以上の」とあるのは「満2歳以上満3歳に満たない」と、同項第14号ア中「耐火建築物」とあるのは「耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）」とする。</p> <p>3. みなし幼保連携型認定こども園における別表第2項第3号に規定する直接従事職員の数は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年間は、同号および同項第4号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める数を合計した数以上とする。ただし、当該直接従事職員（保育に直接従事する職員に限る。）の数は、開園時間を通じて常時2人を下ることはできない。</p> <p>（1）～（5） 省略</p> <p>4. <u>みなし幼保連携型認定こども園であって、満3歳以上の園児につき前項に規定する数の同項に規定する直接従事職員を確保することが困難であるものについては、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年滋賀県条例第78号）による改正前の滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）付則第5項の規定により保育士とみなされた同項に規定する職員は、同条例付則</u></p>	<p>本則 省略 付 則 1. 省略 2. みなし幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園をいう。次項において同じ。）に対する別表第1項第10号、第12号および第14号の規定の適用については、当分の間、同項第10号ただし書中「、遊戯室および便所」とあるのは「および遊戯室」と、同項第12号オ中「満2歳以上の」とあるのは「満2歳以上満3歳に満たない」と、同項第14号ア中「耐火建築物」とあるのは「耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）」とする。</p> <p>3. みなし幼保連携型認定こども園における別表第2項第3号に規定する直接従事職員の数は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年間は、同号および同項第4号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める数を合計した数以上とする。ただし、当該直接従事職員（保育に直接従事する職員に限る。）の数は、開園時間を通じて常時2人を下ることはできない。</p> <p>（1）～（5） 省略</p> <p>（削除）</p>

第6項の有効期間が満了するまでの間に限り、保育教諭とみなして、前項の規定（満3歳以上の園児に係る部分に限る。）を適用する。

5 省略

(追加)

4 省略

5 設置者は、当該幼保連携型認定こども園の園児の教育および保育に直接従事する職員については、当分の間、小学校教諭または養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有する者（現に当該幼保連携型認定こども園において主幹養護教諭および養護教諭として従事している者を除く。以下この項および付則第8項において「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって別表第2項第3号に規定する副園長、教頭、保育教諭等、助保育教諭または講師に代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者を法第10条第1項の幼保連携型認定こども園の教育課程（付則第7項において「教育課程」という。）に基づく教育に従事させる場合には、同号に規定する直接従事職員の補助者としなければならない。

(追加)

6 別表第2項第3号ただし書の規定は、当分の間、適用しない。この場合において、同号の規定により算定した同号に規定する直接従事職員の数が1人となるときは、設置者は、当該直接従事職員に加えて、保育教諭と同等の知識および経験を有すると知事が認める者または他の同号に規定する直接従事職員を1人置かなければならない。

(追加)

7 設置者（開園時間が1日につき8時間を超える幼保連携型認定こども園であつて、当該開園時間を通じて必要となる別表第2項第3号に規定する直接従事職員の総数が、利用定員を同号の園児の数とみなして同号の規定により算定した数を超えることとなるものを設置する者に限る。）は、当該幼保連携型認定こども園における同号に規定する直接従事職員については、当分の間、当該開園時間を通じて必要となる同号に規定する直接従事職員の総数から利用定員を同号の園児の数とみなして同号の規定により算定した数を差し引いて得た数の範囲内で、保育教諭と同等の知識および経験を有すると知事が認める者をもって代えることができる。この場合において、その者を教育課程に基づく教育に従事させる場合には、同号に規定

(追加)

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

6 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。次項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合については、当分の間、別表第1項第12号オの規定は、適用しない。

7～10 省略

別表（第6条関係）

1 設備

(1)～(13) 省略

(14) 乳児室等は、1階に設けること。ただし、園舎が次のア、イおよびカに掲げる要件を満たすときは乳児室等を2階に、イからクまでに掲げる要件を満たすときは乳児室等を3階以上の階に設けることができる。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 次の表の左欄に掲げる乳児室等が設けられている階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備のいずれかが1以上設けられていること。

階	区分	設備
2階	常用	(1) 屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じ

する直接従事職員の補助者としなければならない。

8 付則第5項および前項の規定を適用する場合における小学校教諭等免許状所持者ならびに保育教諭と同等の知識および経験を有すると知事が認める者の総数は、別表第2項第3号の規定により算定される同号に規定する直接従事職員の数の3分の1以下の数としなければならない。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

9 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。付則第12項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合については、当分の間、別表第1項第12号オの規定は、適用しない。

10～13 省略

別表（第6条関係）

1 設備

(1)～(13) 省略

(14) 乳児室等は、1階に設けること。ただし、園舎が次のア、イおよびカに掲げる要件を満たすときは乳児室等を2階に、イからクまでに掲げる要件を満たすときは乳児室等を3階以上の階に設けることができる。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 次の表の左欄に掲げる乳児室等が設けられている階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備のいずれかが1以上設けられていること。

階	区分	設備
2階	常用	(1) 屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じ

		<p>て連絡されている場合における建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号ならびに同条第3項第2号、第3号および第9号に定める構造を有する屋内階段(園舎の1階から2階までの部分に限る。)</p> <p>(2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段</p> <p>(3) 待避上有効なバルコニー</p> <p>(4) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備</p> <p>(5) 屋外階段</p>
3階	常用	<p>(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段</p> <p>(2) 屋外階段</p>
	避難用	<p>(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合における建築基準法施行令第123条第1項各号ならびに同条第3項第2号、第3号および第9号に定める構造を有する屋内階段(園舎の1階から3階までの部分に限る。)</p> <p>(2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段</p> <p>(3) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備</p> <p>(4) 屋外階段</p>
4階以上	常用	<p>(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段</p> <p>(2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外階段</p>
	避難用	<p>(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは外気に向か</p>

		<p>て連絡されている場合における建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号ならびに同条第3項第3号、第4号および第10号に定める構造を有する屋内階段(園舎の1階から2階までの部分に限る。)</p> <p>(2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段</p> <p>(3) 待避上有効なバルコニー</p> <p>(4) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備</p> <p>(5) 屋外階段</p>
3階	常用	<p>(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段</p> <p>(2) 屋外階段</p>
	避難用	<p>(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合における建築基準法施行令第123条第1項各号ならびに同条第3項第3号、第4号および第10号に定める構造を有する屋内階段(園舎の1階から3階までの部分に限る。)</p> <p>(2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段</p> <p>(3) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備</p> <p>(4) 屋外階段</p>
4階以上	常用	<p>(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段</p> <p>(2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外階段</p>
	避難用	<p>(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じ</p>

	<p>って開くことのできる窓もしくは排煙設備（建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他排煙上有効なものに限る。）を有する付室を通じて連絡されている場合における同条第1項各号ならびに同条第3項第2号、第3号および第9号に定める構造を有する屋内階段（園舎の1階から乳児室等が設けられている階までの部分に限る。）</p> <p>(2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段</p> <p>(3) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>(4) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外階段</p>
--	--

ウ～ク 省略

(15) 省略

2 職員

(1)および(2) 省略

(3) 副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭または保育教諭をいう。以下同じ。）、助保育教諭または講師であって、園児の教育および保育に直接従事するもの（以下「直接従事職員」という。）の数は、次のアからエまでに掲げる園児の区分に応じ、当該アからエまでに掲げる園児の区分に応じ、当該アからエま

	<p>て連絡されている場合（屋内と階段室とが付室を通じて連絡されている場合にあつては、階段室または付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、<u>建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものまたは国土交通大臣の認定を受けたものである場合に限る。</u>）における同条第1項各号ならびに同条第3項第3号、第4号および第10号に定める構造を有する屋内階段（園舎の1階から乳児室等が設けられている階までの部分に限る。）</p> <p>(2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段</p> <p>(3) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>(4) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外階段</p>
--	---

ウ～ク 省略

(15) 省略

2 職員

(1)および(2) 省略

(3) 副園長（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭または保育教諭をいう。以下同じ。）、助保育教諭または講師であつて、園児の教育および保育に直接従事するもの（以下「直接従事職員」という。）の数は、次のアからエまでに掲げる園児の区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数（当該幼保連携型認定こども園の学級数が、次のウおよびエに定める数を合計した数を超え

で定める数を合計した数（当該幼保連携型認定こども園の学級数が、次のウおよびエに定める数を合計した数を超えるときにあっては、当該アおよびイに定める数ならびに当該学級数に相当する数を合計した数）以上とすること。ただし、当該直接従事職員の数は、開園時間を通じて常時2人を下ることはできない。

ア～エ 省略

(4)～(9) 省略

3～13 省略

るときにあっては、当該アおよびイに定める数ならびに当該学級数に相当する数を合計した数）以上とすること。ただし、当該直接従事職員の数は、教育および保育を行う時間を通じて常時2人を下ることはできない。

ア～エ 省略

(4)～(9) 省略

3～13 省略